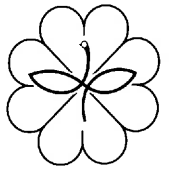


あなたも



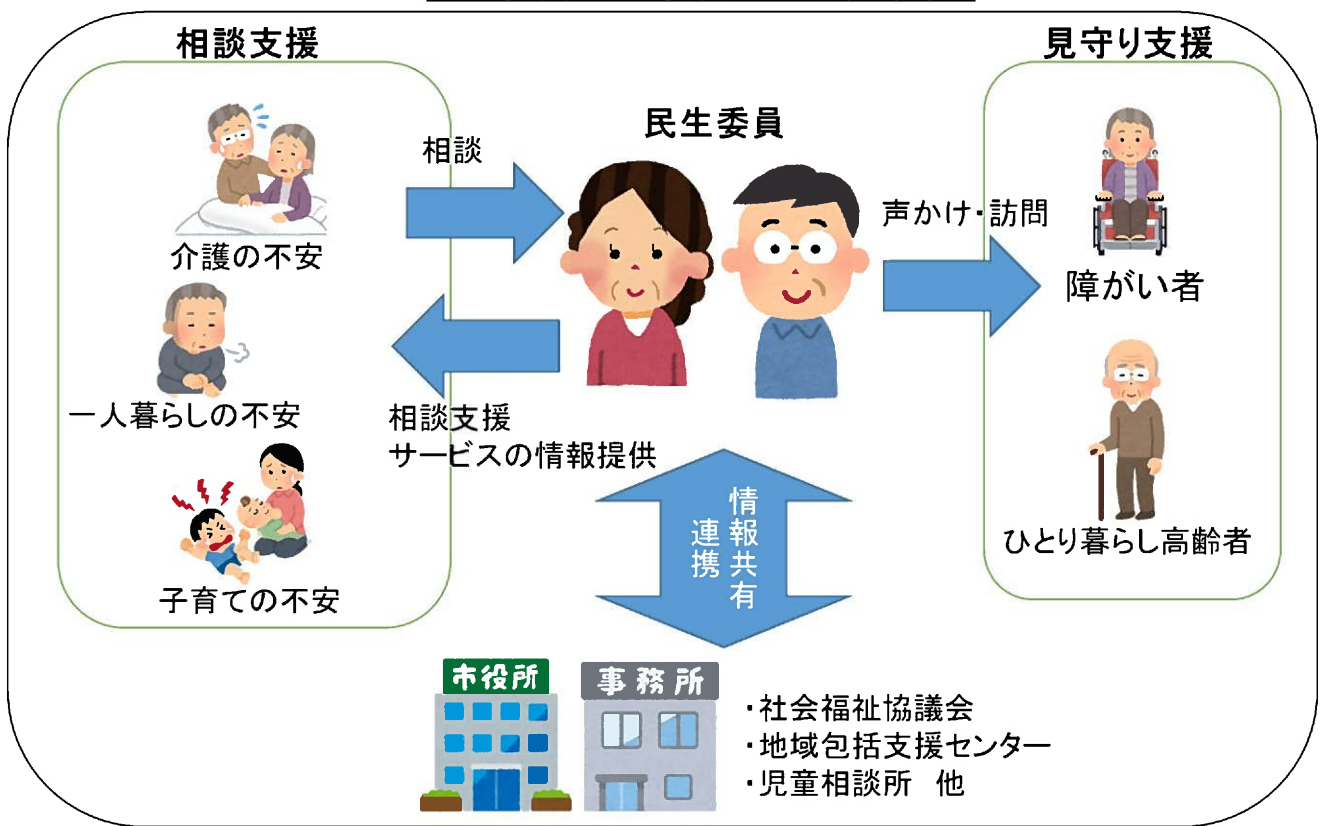
「民生委員・児童委員」

になってみませんか？

「民生委員・児童委員」は、地域で生活する誰もが安心して生活できるよう暮らしを見守るボランティアです。

ご自身の地域を支えたい気持ちをぜひ活かしましょう！

民生委員・児童委員の主な活動(例)



豊田市の民生委員・児童委員のもとにはこんな相談が寄せられています

民生委員・児童委員の相談事例

「(徘徊) 散歩に1人で行ってしまうので、心配」と家族の方から相談された。

対応

地域包括支援センターの方と訪問し、GPS 機器を案内・説明してもらい、利用されることになった。



民生委員・児童委員の相談事例

「年金だけでは借家代を支払うだけで精一杯。生活が苦しいのだが、どうしたらいいか。」と高齢者の方から相談された。

対応

市役所の窓口で相談した。その後、地域包括支援センターも入って対応してもらい、生活保護の対象者になり、困窮状態から脱することができた。

豊田市で活動する民生委員・児童委員

私達、民生委員・児童委員は地域における身近な相談相手として住民の皆さんの立場に立った相談援助や見守り活動を行っています。皆さんが住み慣れた地域で、少しでも平穏な生活ができるよう、地域の民生委員・児童委員が協力し、支え合いながら活動を進めています。



民生委員・児童委員は地域の「つなぎ役」として行政・社会福祉協議会・地域包括支援センター、自治区などと連携して、住民の立場に立った弱者の見守り活動を行っています。周りの多くの人達と仲間になれ自身の財産になっています。

民生委員・児童委員は子どもから障がい者、高齢者まで地域を見守るボランティアです。皆さんが安心して暮らせるように相談に乗ったり、各関係機関につなげるお仕事です。

色々な問題に当たりますが、解決した時はとてもやりがいを感じます。待っていてくださる皆さんを思い、活動しています。





「こんにちは」今日も明るい声が返ってきます。豊田市最北端で高齢者の多い私の地区は、大きな問題もなく一人暮らしの方への訪問等の活動をしています。民生の活動を通して、触れ合い、学べるのが私の人生の糧となっています。これからもより多くの方々と出会える毎日が楽しみです。

主任児童委員は民生委員・児童委員の中から指名され、児童福祉に関することを専門的に担当します。関係機関と連絡を密にして区域を担当する民生委員・児童委員との連絡調整を行うことが主な役割です。子どもたちが、元気で安心して暮らせるよう見守り、子育て家庭が必要としている支援につなげられるよう日々活動しております。



豊田市の民生委員・児童委員の年間スケジュール（予定）

1	各地区民生委員児童委員協議会（定例会）	月1回
2	豊田市民生委員児童委員協議会 総会（代議員制）	6月
	全員協議会（研修会）	1月
3	地区協議会での独自活動 （奉仕活動、委員研修、ひとり暮らし高齢者を対象とした事業実施等）	随時
4	新規ひとり暮らし高齢者等移動費助成券（タクシー券）の確認	随時
5	敬老祝品の各戸配布	9月
6	各部会による活動（愛のパトロールや特殊詐欺被害防止活動など）	随時
7	福祉関係機関等が主催する会議、懇談会等への参加	随時
8	ひとり暮らし高齢者、避難行動要支援者、徘徊高齢者等の見守りや各種福祉サービス等の手続きの協力	随時
9	社会福祉協議会貸付業務や「赤い羽根共同募金」への協力	随時
10	市が主催する各種民生委員・児童委員研修会への参加	随時
11	各種確認への協力 （生計同一・居住実態等行政機関では証明できない事実に関する確認）	随時
12	児童虐待や育児不安などを抱える親子への支援活動	随時
13	区長会、学校・こども園、高齢者クラブ等との情報交換	随時

民生委員・児童委員はどのような活動をするの？



民生委員・児童委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、住民のさまざまな生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。また、訪問活動を行い、高齢者の見守りなどを行っています。

民生委員・児童委員のなかには、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員として選任されている人もいます。学校などと連携して、地域の「子育て応援団」としてさまざまな活動に協力しています。



民生委員・児童委員はボランティアなの？



民生委員・児童委員は、民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された地域福祉を担うボランティアです。非常勤の地方公務員として位置づけられていて、任期は3年です。

民生委員・児童委員は無報酬ですが、活動に必要な費用（電話代や交通費など）の一部は活動費として支払われます。



民生委員・児童委員はどのような人がなれるの？



<資格要件>

- 豊田市に住所がある方
- 18歳以上75歳未満の方（地域の実情を踏まえて弾力的な運用可能）
- 社会福祉活動に理解があり、実際に活動できる方

民生委員・児童委員は、地域の「つなぎ役」であり、専門職ではありませんので、資格や専門知識は不要です。ただし、住民の個別の相談に応じるために守秘義務が課せられています。ご興味がある方はぜひご連絡ください。



豊田市役所 福祉部 よりそい支援課
電話：0565-34-6791
MAIL：yorisoi@toyota.city.aichi.jp